

議案第104号

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和5年11月22日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

地方税法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をするとともに、国民健康保険財政の適正化を図るため、国民健康保険税の税率等を改定し、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第1条 入間市国民健康保険税条例（昭和32年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第21条に次の一項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険

者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- (6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額の1/2の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条の2中「第22条の2」を「第22条の2第1項」に改める。

第22条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第22条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
- (3) 出産の予定日
- (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則第2項中「第21条第1項」を「第21条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第21条第1

項の」を「第21条の」に改める。

第2条 入間市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「資産割額並びに」及び「及び世帯別平等割額」を削り、同条第3項中「20万円」を「22万円」に改める。

第3条第1項中「100分の7.4」を「100分の6.5」に改める。

第4条を削る。

第5条中「20,000円」を「35,000円」に改め、同条を第4条とする。

第5条の2を削る。

第6条中「100分の2.4」を「100分の2.7」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「10,000円」を「16,000円」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「100分の1.6」を「100分の2.3」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「13,000円」を「16,000円」に改め、同条を第8条とする。

第10条を第9条とする。

第11条中「第14条、第18条及び第19条」を「第13条、第17条及び第18条」に改め、同条を第10条とする。

第12条を第11条とする。

第13条第1項中「第21条」を「第20条」に改め、同条を第12条とする。

第14条を第13条とし、第15条から第18条までを一条ずつ繰り上げる。

第19条第1号中「第14条第2項」を「第13条第2項」に改め、同条を第18条とする。

第20条第1項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第19条とする。

第21条第1項各号列記以外の部分中「20万円」を「22万円」に改め、同項第1号中「特定同一世帯所属者」の次に「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)」を加え、同号ア中「14,000円」を「24,500円」に改め、同号中イを削り、同号ウ中「7,000円」を「11,200円」に改め、ウをイとし、同号エ中「9,100円」を「11,200円」に改め、エをウとし、同項第2号ア中「10,000円」を「17,500円」に改め、同号中イを削り、同号ウ中「5,

000円」を「8,000円」に改め、ウをイとし、同号エ中「6,500円」を「8,000円」に改め、エをウとし、同項第3号中「前2号」を「前二号」に改め、同号ア中「4,000円」を「7,000円」に改め、同号中イを削り、同号ウ中「2,000円」を「3,200円」に改め、ウをイとし、同号エ中「2,600円」を「3,200円」に改め、エをウとし、同条第2項第1号ア中「3,000円」を「5,250円」に改め、同号イ中「5,000円」を「8,750円」に改め、同号ウ中「8,000円」を「14,000円」に改め、同号エ中「10,000円」を「17,500円」に改め、同項第2号ア中「ウ」を「イ」に、「1,500円」を「2,400円」に改め、同号イ中「ウ」を「イ」に、「2,500円」を「4,000円」に改め、同号ウ中「ウ」を「イ」に、「4,000円」を「6,400円」に改め、同号エ中「5,000円」を「8,000円」に改め、同条第3項第2号中「第5条」を「第4条」に、同項第3号中「第6条」を「第5条」に、同項第4号中「第7条」を「第6条」に、同項第5号中「第8条」を「第7条」に、同項第6号中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第20条とする。

第21条の2中「第22条の2第1項」を「第21条の2第1項」に、「第21条の2」を「第20条の2」に改め、同条を第20条の2とする。

第22条を第21条とし、第22条の2から第26条までを一条ずつ繰り上げる。

附則第2項中「第21条」を「第20条」に改める。

附則第3項、第4項、第6項から第9項までの規定中「第6条、第8条及び第21条」を「第5条、第7条及び第20条」に、「第21条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附則第10項及び第11項中「第6条、第8条及び第21条第1項」を「第5条、第7条及び第20条第1項」に、「第21条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附則第12項及び第13項中「第6条、第8条及び第21条」を「第5条、第7条及び第20条」に、「第21条第1項」を「第20条第1項」に改める。

附則第14項中「第24条第2項」を「第23条第2項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定中、第21条第3項及び第22条の3の改正規定は令和6年1月1日から、第21条の2、第22条の2並

びに附則第2項から第4項まで、第6項から第9項まで、第12項及び第13項の改正規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定中、第21条第3項及び第22条の3の改正規定による改正後の入間市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の改正規定による改正後の入間市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。